

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応、全面緊急事態に至ったことにより原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、保健医療福祉課、環境放射線監視センター]

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室からの情報提供

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

イ 九州電力からの連絡

九州電力は、情報収集事態を認知した場合は、直ちに発電所の状況を確認し、県に連絡するものとする。

ウ 県の確認

県は、国からの情報収集事態の情報提供又は九州電力からの連絡を受けた場合には、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに九州電力に発電所の状況について確認するものとする。

また、情報収集事態の発生について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

県は、その結果、発電所に異常の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市及び関係周

辺市町並びに関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、警戒事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会をはじめ県、薩摩川内市、関係機関等へ連絡するものとする。

イ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの情報提供

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し情報提供を行うものとし、県、薩摩川内市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

また、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請し、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び薩摩川内市との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

ウ 国からの関係機関等への連絡

県は、国から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合は、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

また、必要に応じて、警戒事態の発生及びその後の状況について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

(3) 九州電力から施設敷地緊急事態発生 of 通報があった場合

ア 九州電力からの通報

九州電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに、県、原子力規制委員会等主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。なお、県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、これらの連絡系統は別図2「連絡系統図」のとおりとする。

イ 原子力緊急事態宣言の判断等の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部

及び公衆に連絡するものとする。

ウ 施設敷地緊急事態要避難者の避難実施等の要請

国事故対策本部は、薩摩川内市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとし、関係周辺市町に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段等の確保等）の協力を要請するものとする。

エ 国の職員による現場の状況等確認後の連絡

原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、薩摩川内市、関係周辺市町、関係周辺都道府県に連絡するものとする。

オ 県からの関係機関等への連絡

県は、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

- ・ 薩摩川内市と同様の情報を関係周辺市町及び受入市町村等に連絡
- ・ 連絡の際は、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮してほしい旨をUPZ内の住民等に伝達するよう依頼
- ・ 必要に応じて、事故の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡

(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合

ア 原子力防災専門官等への連絡等

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において県が設置している環境放射線監視テレメータシステムにより、モニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ九州電力に確認を行うものとする。

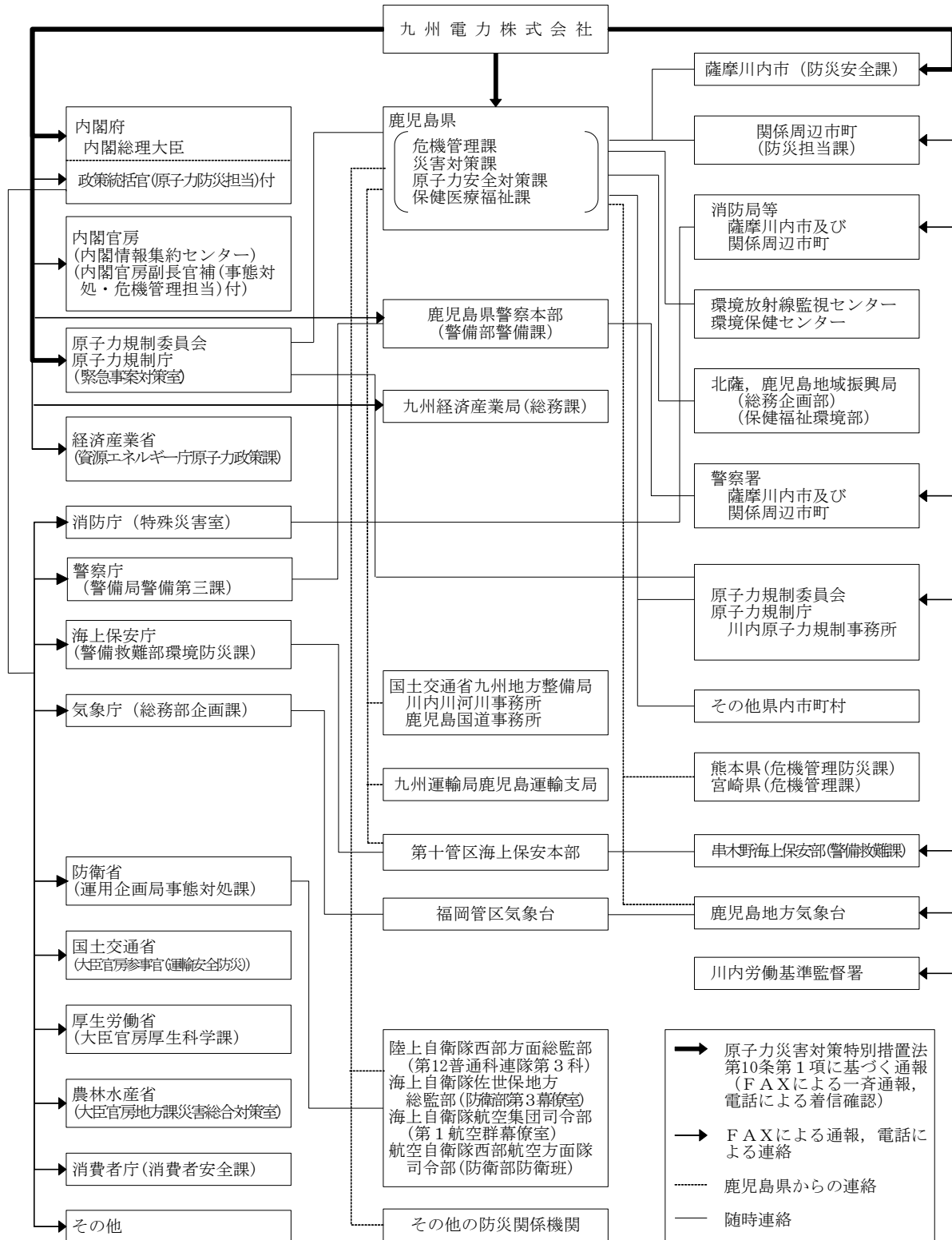
イ 施設の状況確認と連絡等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、九州電力に施設の状況確認を行い、その結果を速やかに県に連絡するものとする。

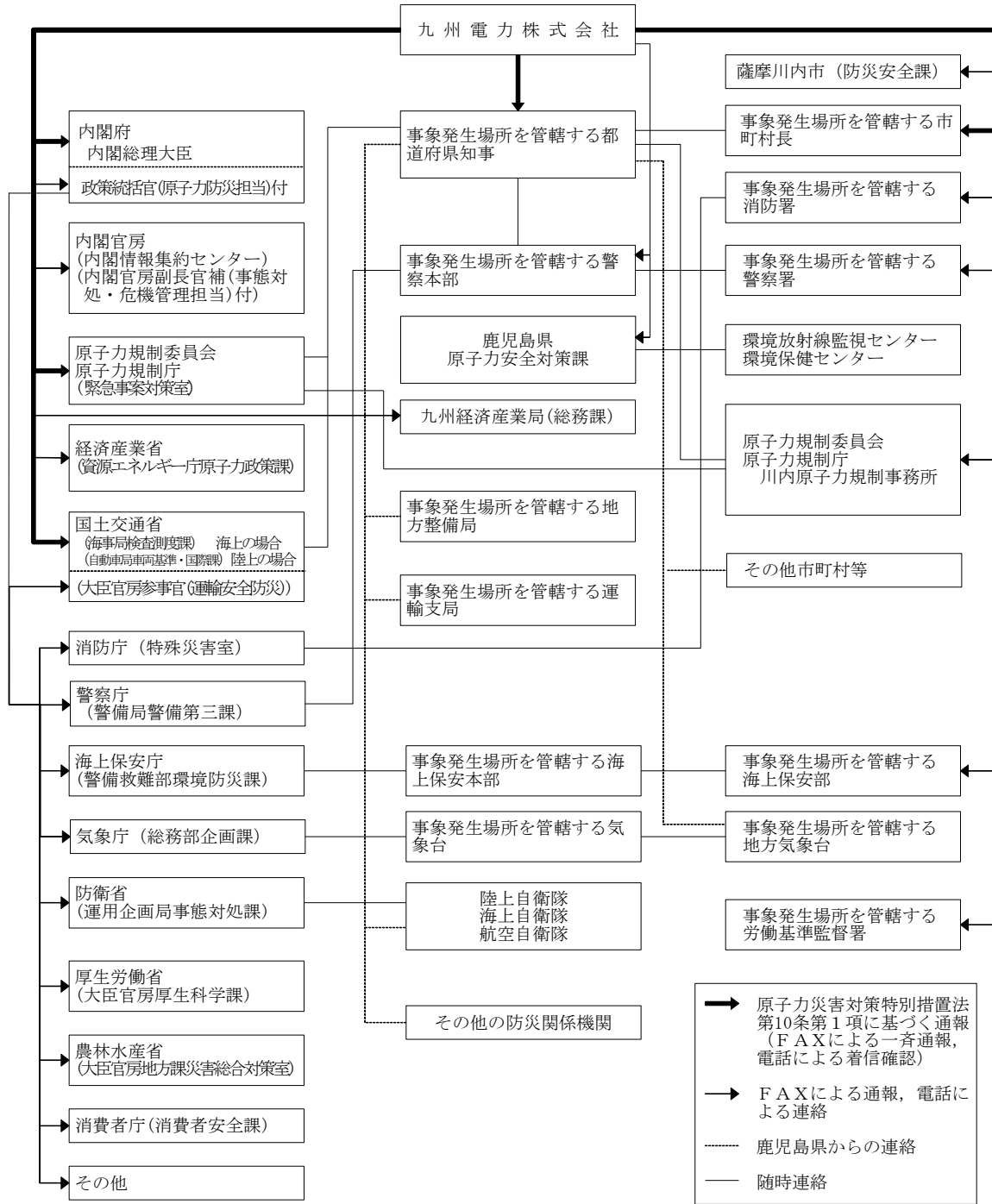
県は、その結果を受け、施設敷地緊急事態の発生を確認した場合には、直ちに薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

なお、これらの連絡系統は別図2のとおりである。

別図2 連絡系統図



別図3 連絡系統図（核燃料物質等の運搬中の場合）



2 応急対策活動情報の連絡

[実施責任：鹿児島県(関係課)、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台、九州電力]

(1) 警戒事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ原子力規制委員会、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故警戒本部及び国事故現地警戒本部にも文書により連絡するものとする。なお、県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国との連携

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

県は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 国事故現地警戒本部との連携

県は、国事故現地警戒本部との連携を密にするものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 九州電力からの連絡等

九州電力は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するとともに、国事故対策本部及び国事故現地対策本部に連絡するものとする。なお、県は通報を受けた事象に関する九州電力への問い合わせについては、

簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 国との連携

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、九州電力等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 薩摩川内市及び関係周辺市町との連携

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

エ 関係機関等との連携

県は、受入市町村、自衛隊、第十管区海上保安本部、鹿児島地方気象台及びその他の関係機関等との間において、九州電力及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

オ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

カ 広域連携

県は、必要に応じて、応急対策活動の状況等について、県内全市町村、熊本県及び宮崎県に速やかに連絡するものとする。

キ 薩摩川内市及び関係周辺市町からの関係機関等への連絡

薩摩川内市及び関係周辺市町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報などの応急対策活動内容について、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して連絡を行う。

また、薩摩川内市及び関係周辺市町が行う応急対策活動について、県、県警察、消防機関、その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

(3) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

ア 九州電力からの連絡等

九州電力の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、薩摩川内市、関係周辺市町、県警察本部、薩摩川内市消防局、串木野海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する九州電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 全面緊急事態の連絡

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとする。

ウ オフサイトセンターでの対応

県は、国現地本部、指定公共機関、薩摩川内市、関係周辺市町、指定地方公共機関及び九州電力その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

また、県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官の対応

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、薩摩川内市、関係周辺市町をはじめ九州電力、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

3 一般回線が使用できない場合の対処

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課]

(1) 国の指示等の確実な伝達

原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。

(2) 県から市町村への連絡

県は、国から伝達された内容を市町村に確実に連絡するものとする。

なお、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し確実な伝達を図るものとする。

(3) 災害対策用移動通信機器等の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、M C A用無線機、衛星携帯電話）や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器を備蓄しており、災害時に県や市町村等は無償貸与することができることとなっている。

県は、九州総合通信局に対して、必要な通信機器等の貸し出しを要請するものとする。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

[実施責任：鹿児島県（関係課）、県警察]

県は、第2章第1節に掲げる災害応急対策における対応基準及び第2章第2節に掲げる防災活動体制並びに以下の体制にしたがって、災害応急体制をとるものとする。

2 専門家の派遣要請

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、保健医療福祉課、県警察]

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 応援要請及び職員の派遣要請等

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、保健医療福祉課、県警察]

(1) 応援要請

ア 他都道府県等に対する応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

イ 緊急消防援助隊の出動要請

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は緊急事態応急対策実施区域市町から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。

ウ 警察災害派遣隊の出動要請

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

ア 関係機関への職員派遣要請

知事は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機

関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

イ 専門的事項の援助要請

知事は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

〔実施責任：危機管理課、災害対策課〕

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は市町長から要請の要求があった場合は、直ちに派遣を要請するものとする。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、秘書課、広報課、廃棄物・リサイクル対策課、環境保全課、保健医療福祉課、社会福祉課、健康増進課、生活衛生課、薬務課、商工政策課、PR観光課、国際交流課、雇用労政課、北薩地域振興局、鹿児島地域振興局、環境放射線監視センター、環境保健センター〕

(1) 原子力被災者生活支援チームの設置

国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

原子力被災者生活支援チームは、県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方自治体等との連絡・調整を行う。

(2) 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は、災害対策本部を中心として、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分

担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

6 防災業務関係者の安全確保

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、保健医療福祉課、環境放射線監視センター、県警察]

県は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

ア 適切な被ばく管理

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

イ 二次災害の防止

二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 防護資機材の装着等の指示

国は、関係地方公共団体等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

指示を受けた現地本部長、原子力災害医療対策班長は、オフサイトセンター放射線班と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、現地本部長は、緊急事態応急対策実施区域に係る市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 防護資機材の調達の要請等

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 放射線防護基準

緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできるだけ少なくするよう努めるものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上述の指標を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

(参考) 放射線業務従事者に対する線量限度

		通常作業	緊急作業	
実効線量		① 5年間 100 mSv	100 mSv	250 mSv ※
		② 1年間 50 mSv	—	—
		③ 3ヶ月間 5 mSv (女子)	—	—
		④ 1 mSv (妊娠中の女子)		
等価線量	眼の水晶体	① 5年間 100 mSv	300 mSv	
		② 1年間 50 mSv		
	皮膚	1年間 500 mSv	1 Sv	
	腹部表面	2 mSv (妊娠中の女子)	—	

※：原子力災害対策特別措置法第10条の一部及び15条の事象が発生した場合

核原料物質又は核燃料物質の製練の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）

イ 被ばく管理

県は、県職員の被ばく管理を行うものとし、現地本部医療チームは、現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。

ウ 原子力災害医療対策班等との連携

県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言後は、国現地本部等）に対し、専門派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

被ばく管理にあたっては、現地本部医療チーム及び環境放射線チームは、原子力災害医療対策班及び専門派遣チーム等と緊密な連携のもとに実施するものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

(4) 安全対策

ア 防護資機材の確保

県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 関係機関との情報交換

県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、薩摩川内市、関係周辺市町及び九州電力と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 緊急時モニタリング

[実施責任：原子力規制委員会、危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、環境放射線監視センター]

1 原子力発電所において想定される放射性物質の放出形態

福島第一原子力発電所事故を踏まえると、原子力発電所からの放射性物質の放出形態は、複合的であることを十分考慮する必要がある。

大気への放出の可能性のある放射性物質

気体状のクリプトン、キセノン等放射性希ガス
揮発性の放射性ヨウ素、放射性セシウム
その他放射性物質のエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）

2 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

県は、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画及び空間放射線量率の結果等を基に、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

(5) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

県は、緊急時モニタリングセンターを通じて、原子力発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、国の緊急時モニタリング実施計画の改定に協力する。

(6) モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認後、E R Cチーム放射線班へ速やかに報告する。また、緊急時モニタリングセンター及びオフサイトセンター放射線班は、E R Cチーム放射線班から緊急時モニタリングの評価結果等を受領する。オフサイトセンター放射線班はE R Cが行った緊急時モニタリング評価結果等をオフサイトセンター内で共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、薩摩川内市及び関係周辺市町と共有する。

(7) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、E R Cチーム放射線班に対し、モニタリング要員の動員を要請する。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、学事法制課、保健医療福祉課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、子ども福祉課、子育て支援課、高齢者生き生き推進課、交通政策課、広報課、北薩地域振興局、県警察、県教育庁、薩摩川内市、関係周辺市町、受入市町村]

(1) 避難準備

ア 住民の避難準備

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、原子力災害に伴う避難指示又は避難準備情報の発出が見込まれる段階で、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、受入市町村へ避難の受入れ

準備を要請し、避難準備を整える。

イ 病院等医療機関等の避難準備

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設、不特定多数の者が利用する施設（以下「医療機関等」という。）に対し、あらかじめ定めてある避難計画に基づき、避難先への避難の準備を要請し、避難準備を整える。

ウ 段階的避難への配慮

県は関係周辺市町に対し、P A Z内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、U P Z内の住民等に対し周知を図るよう依頼するものとする。

(2) P A Zにおける避難等の防護措置の実施

ア 施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備

県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Z外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

イ 避難の準備等

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Zにおける避難準備（避難先、輸送手段等の確保）を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、薩摩川内市にその旨を伝達するものとする。

また、県は、国の要請又は独自の判断により、U P Zにおける屋内退避の準備を行うこととするとともに、U P Z外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとする。

ウ 避難の実施等

P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zの避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、直ちに薩摩川内市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市と連携し国に要請するものとする。

また、県は、P A Zの避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、関係周辺市町に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、U

P Z外の市町村に対し、P A Zから避難してきた住民等の受入れや関係周辺市町が行う防護措置の準備への協力の要請並びに、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

エ 県の緊急措置

県は、原子力発電所の事故の進展が早く迅速な対応が必要な場合等は、薩摩川内市と連携して、P A Zにおける避難を準備するとともに、避難が緊急に必要と判断したときは、国の指示等を待たずに、薩摩川内市に対し避難の指示を行うよう要請する。また、災害の発生により薩摩川内市が避難の指示を行うことができなくなった場合には、県が避難の指示を代行するものとする。

オ 薩摩川内市の緊急措置

薩摩川内市は、原子力発電所の事故の進展が早く国の指示、県からの要請等の発出前に避難が緊急に必要と判断したときは、住民等に対し避難の指示を行うものとする。

(3) U P Zにおける緊急時防護措置の実施

ア 国の指示や県の助言等

U P Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避について指示した場合は、屋内退避を実施する。

国は、放射性物質の放出後、県、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて薩摩川内市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示を行う。

また、県は、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不相当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。

なお、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、国による指示以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 国の指示等に基づく避難等の実施

県は、国の指示に従い、又は独自の判断により、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し国に要請するものとする。

ウ 知事の意見陳述

知事は、国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(4) U P Z外における防護措置の実施

U P Z外においては、事態の進展等に応じて、U P Zと同様に、屋内退避を行う場合がある。

UPZ外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にUPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示によりこれを実施するものとする。

(5) 感染症流行下での防護措置の基本的な考え方

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。

(6) 避難方法

ア 避難の手段

避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い、若しくは、集合場所に参集し薩摩川内市、関係周辺市町等の準備した車両により避難を行う。

避難に当たっては、自力で避難することが困難な要配慮者に十分配慮するものとする。

感染症の流行下においては、避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

イ 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、県が薩摩川内市、関係周辺市町からの依頼に基づき、県バス協会、消防機関、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合には国へ要請するものとする。

なお、県バス協会には「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき要請するものとする。

また、要配慮者の避難に当たっては、薩摩川内市及び関係周辺市町は、県及び九州電力と連携し、福祉車両を活用するものとする。

ウ 運送事業者への要請・指示

(ア) 運送の要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

(イ) 運送の指示

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示することができるものとする。

(7) 交通誘導

ア 県警察等による交通誘導

避難を円滑に実施するため、県警察等により避難経路の要所での交通誘導を強化する。県

は、混雑が予想される避難退域時検査場所候補地及び交差点の情報を、あらかじめ県警察と共有するとともに、県警察は、住民を迅速・安全に避難させることができるよう、緊急時における交通誘導を円滑に実施できる体制を整えておくものとする。

イ 受入市町村の協力

受入市町村は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要な避難経路（幹線道路）から避難所までの間の誘導に協力する。

(8) 受入市町村への指示

県は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、迅速な避難を実施するため国の協力のもと、受入市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

避難にあたっては、あらかじめ定めてある避難計画に基づく避難所に避難するものとするが、避難所の変更が必要な場合は、別途指示するものとする。

(9) 避難開始当初の避難所の開設・運営に係る受入市町村の協力

避難開始当初は、薩摩川内市及び関係周辺市町は、住民の迅速な避難に全力を挙げるものとし、避難所の開設等避難住民の受入業務については、受入要請を踏まえてできるだけ受入市町村が行うなど、必要な協力を積極的に行うものとする。

薩摩川内市及び関係周辺市町は、避難開始直後から各避難所へ職員を順次派遣するとともに、できるだけ早期に受入市町村から避難所の運営の移管を完了するものとする。

(10) 甬島における対応

県は、P A Zの避難の実施に合わせ、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うこととし、U P Z外の住民に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、本土への避難の検討を行うものとする。

避難の際は、自家用の漁船・遊漁船・プレジャーボート等の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。

本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。

(11) 県域を越える避難等に対する国への要請

県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(12) 家庭動物との同行避難

県は、災害の実態に応じて、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

(13) 住民等への避難指示

ア 避難指示の伝達

(ア) 住民への避難指示

薩摩川内市及び関係周辺市町は、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等のあらゆる情報発信手段を活用して地域住民に対し避難指示等の伝達に努める。

また、自治会、消防団、農協、漁協、要配慮者に係る施設（病院、福祉施設、学校、観光施設等）等へ電話・FAX等を利用して避難指示等の連絡を行う。

なお、連絡は、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

(イ) 消防機関等への協力要請

薩摩川内市及び関係周辺市町は、避難・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関に指示内容を伝達するとともに、協力を要請する。

(ウ) 避難所への市町職員の派遣

薩摩川内市及び関係周辺市町は、避難所に職員を派遣し、市（町）災害対策本部、受入市町村及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

なお、薩摩川内市及び関係周辺市町は、避難所においては、受入市町村の協力を得て、住民の避難状況を把握する。

(エ) 行政機能移転の際の住民への周知

薩摩川内市及び関係周辺市町は、市（町）の庁舎が避難対象区域に該当するなど使用できず、機能移転する場合には、その旨を住民に周知する。

(オ) 受入市町村における住民への周知

受入市町村は、防災行政無線、ホームページ等を利用し、薩摩川内市及び関係周辺市町からの避難住民の受け入れを行うこと及び不要不急の車両の運転を控えるよう住民に周知する。

(カ) 関係周辺市町における住民への周知

関係周辺市町は、PAZ内の住民等に対して避難指示が出された際には、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、PAZ内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、UPZ内の住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

(キ) 県民への情報提供

県は、プレスリリース、ホームページ、原子力防災アプリ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、緊急速報（エリアメール等）、ワンセグ放送等のあらゆる情報発信手段を活用して事故の状況等について県民への情報提供に努める。

情報提供にあたっては、迅速に行い、内容は、正確かつ簡潔なものとする。

イ 避難誘導時の情報提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象市町に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングについての場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、国現地本部等に対しても情報提供するものとする。

(14) 家庭動物の受入状況の把握

市町村は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(15) 屋内退避実施後の運用

屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断する。

国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は県、薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する。

屋内退避を実施している住民等に対しては、国は、原子力発電所の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。

(16) 屋内退避の解除

屋内退避は、主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、国は、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又は O I L 2 を超える地域が

あれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。

2 避難所等

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、学事法制課、保健医療福祉課、障害福祉課、健康増進課、薬務課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、住宅政策室、県教育庁、薩摩川内市、関係周辺市町]

(1) 避難所等の開設等の支援

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援するものとする。

感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を支援するものとする。

(2) 避難者情報の早期把握

県は、避難対象の市町や受入市町村と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

(3) 避難所の生活環境整備

ア 生活環境の把握

市町村は、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、市町村は、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等への配慮

市町村は、医師、保健師、看護師、管理栄養士等の常駐又は巡回の体制の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、避難所の運営を安定的

に維持するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難所における被災者のケア

ア 被災者の健康状態の把握

県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者が、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

イ 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO法人、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 女性や性的少数者、子育て家庭への配慮

市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難の長期化に伴うホテル等の活用

県は、国及び避難対象の市町と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。特に、ホテルや旅館等の避難が必要な要配慮者に対しては、ホテル旅館生活衛生同業組合等と締結している協定を活用し、宿泊施設の提供を行う。

(7) 住宅のあっせん等

県は、国及び避難対象の市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 応急仮設住宅の建設等

県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難対象の市町と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。

(9) 在宅避難者等の支援拠点等

市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(10) 車中泊避難等

市町村は、避難対象の市町や受入市町村と連携し、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

3 広域避難

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課〕

(1) 広域避難に伴う避難所等の検討

薩摩川内市及び関係周辺市町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難及び避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他県内の市町村に協議することができる。

(2) 県の協力

県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から協議要求があった場合、他県と協議を行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとし、県は、薩摩川内市及び関係周辺市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

4 広域一時滞在

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課〕

(1) 避難の長期化に伴う避難所等の検討

避難対象の市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、避難対象区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

(2) 県の協力

県は、避難対象の市町から上記の協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、当該市町からの要請を待ついとまがないときは、当該市町の要請を待たずに、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行うものとする。

(3) 国や県の助言

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとし、県は、避難対象の市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

(4) 国による協議の代行

国は、県、薩摩川内市及び関係周辺市町が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村及び当該市町村を包括する県に代わって行うものとする。

(5) 広域的避難収容実施計画の作成

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。

原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するとともに、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

(6) 広域的避難収容活動の実施

県は、被災の状況に応じて、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

5 避難退域時検査及び簡易除染

〔実施責任：保健医療福祉課、原子力安全対策課、地域振興局〕

(1) 国の指示による実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう県に指示するものとする。

(2) 避難退域時検査等の実施

県は、九州電力等と連携し、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（避難に使用された車両及びその乗務員や携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

避難退域時検査場所は、候補地の中から、被災の状況、避難又は一時移転を指示された地域の人口、避難経路、避難車両数及び避難退域時検査場所の規模等を踏まえて選定する。

なお、避難に使用された車両については、避難先における放射能汚染を防止するため、避難退域時検査を行い、汚染が認められた場合には、自衛隊等関係機関の協力を得て簡易除染を行

うものとする。

感染症の流行下においては、避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

6 安定ヨウ素剤の服用

〔実施責任：保健医療福祉課、薬務課、薩摩川内市、
関係周辺市町〕

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、薩摩川内市及び関係周辺市町と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出される。

イ 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示するものとする。

イ 県は、避難又は屋内退避等の対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

7 要配慮者への配慮

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、学事法制課、保健医療福祉課、健康増進課、障害福祉課、子ども福祉課、子育て支援課、高齢者生き生き推進課、P R観光課、雇用労政課、国際交流課、県教育庁〕

(1) 要配慮者への配慮

県は、避難対象の市町及び受入市町村や多様な主体と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者については、薩摩川内市及び関係周辺市町の「要配慮者避難支援プラン」等に基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。在宅の要配慮者を避難させた場合は、その旨を県に速やかに連絡するものとする。

(3) 病院等医療機関における避難措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZの病院等医療機関について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった医療機関の入院患者の避難先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(4) 社会福祉施設における避難措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び避難対象の市町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、UPZの社会福祉施設について、一時移転等の防護措置が必要となった場合は、避難施設等調整システムを活用して一時移転等が必要となった社会福祉施設の避難先を調整するものとする。被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、所管する地方自治体（県又は市町）に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(6) 避難誘導・移送体制時の留意事項

要配慮者においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線防護対策が実施された屋内退避施設などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置を確保し、移動によるリスクが低いことを確認できた後に、医師、看護師、介護福祉士、教諭、保育士等のサポートにより、避難を行うものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、生活衛生課、PR観光課、薩摩川内市、関係周辺市町]

興行場、駅、ショッピングセンター、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

また、施設の利用者を避難させた場合は、市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

[実施責任：危機管理課、災害対策課、広報課、漁港漁場課、道路維持課、港湾空港課]

県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、避難対象の市町長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

[実施責任：危機管理課、災害対策課、生活衛生課、農産園芸課、市町村、自衛隊]

(1) ニーズに応じた物資の確保・供給

県は、国、市町村、企業、NPO法人などの関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 物資の被災者への供給

県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 物資の調達の要請

県及び避難対象の市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。

(4) 被災市町への支援

県は、避難対象の市町において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、当該市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、当該市町に対する物資を確保し輸送するものとする。

(5) 運送事業者への要請・指示

ア 運送の要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

イ 運送の指示

県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示することができるものとする。

第6節 治安の確保及び火災の予防

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、消防保安課、
県警察、第十管区海上保安本部、市町村〕

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すとともに、国と協力のうえ火災予防に努めるものとする。

1 災害に乗じた各種犯罪の未然防止

特に、関係機関は避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺（海上を含む）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

2 災害に乗じた社会的混乱の抑制

県警察等関係機関は、避難対象区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害の防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第7節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、森林経営課、社会福祉課、生活衛生課、水産振興課、農政課、農産園芸課、畜産振興課、家畜防疫対策課]

1 摂取制限の実施

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 汚染検査の実施

国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等における検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとされている。また、国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により飲食物の検査を実施する。また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

3 市町村からの摂取制限等の指示

(1) 飲用水の摂取制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は、当該区域内及び当該区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲用水の飲用を禁止するものとする。

(2) 飲食物の摂取制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は、当該区域内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。

(3) 農林畜水産物の採取及び出荷制限

緊急事態応急対策実施区域を含む市町は、当該区域内の放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の収穫・採取禁止、出荷制限等を行うものとする。

4 摂取制限時の住民への飲食物等の供給

県は、飲食物の摂取制限等の措置を市町村に指示したときは、鹿児島県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第3章第2節の「食料の供給」及び第3部第3章第3節の「応急給水」に基づき、市町村と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第8節 緊急輸送活動

[実施責任：危機管理課、災害対策課、消防保安課、
交通政策課、道路維持課、県警察]

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

② 負傷者、要配慮者を中心とした避難者等

③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

- ④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送の実施

県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 支援の要請

県は、人員、車両、船舶等の調達に関して、別表14の関係機関のほか、輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ受入市町村、その他県内市町村や周辺県に支援を要請するものとする。

さらに人員、車両、船舶等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

別表14 関係機関

支援内容	関係機関
車両の確保依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人鹿児島県バス協会 ・一般社団法人鹿児島県タクシー協会 ・公益社団法人鹿児島県トラック協会
船舶の確保依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・甬島商船株式会社

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

ア 重要度を考慮した交通規制

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

イ 専門家等の先導

国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努めるものとする。

(2) 陸上交通の確保

ア 交通状況の迅速な把握

県警察は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器

等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制等

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

(3) 海上輸送

離島である場合や陸上輸送が困難な場合、または海上輸送が合理的であると認められる場合には、海上自衛隊、第十管区海上保安本部及び九州運輸局の協力のもとに海上輸送を実施するものとする。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、消防保安課、保健医療福祉課、薬務課、北薩地域振興局、薩摩川内市、関係周辺市町]

1 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

県は、避難対象の市町で行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は九州電力その他の民間の協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援の要請

県は、避難対象の市町から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、九州電力等に対し、応援を要請するものとする。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

県は、避難対象の市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要

請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町への進入経路及び集結（待機）場所

(4) 職員の惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 医療活動等

(1) 災害医療活動との連携

県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、拠点となる原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

(2) 原子力災害拠点病院等の状況把握

県は、国及び拠点となる原子力災害拠点病院と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(3) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県は、必要に応じて、速やかに拠点となる原子力災害拠点病院又は国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。

(4) 活動場所の確保

県は、原子力災害医療派遣チーム等の活動場所（原子力災害拠点病院、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図るものとする。

(5) 原子力医療活動体制

県は、別表15のとおり、原子力災害医療体制を編制し、別表16「原子力災害医療の提供の流れ」により緊急医療活動を行う。

また、県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(6) 関係機関と連携した住民の除染等

医療チームは、必要に応じて国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援

センター、九州電力などの指定公共機関等と連携して、災害対応の段階や対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

- (7) 原子力発電所内で放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）が発生した場合の対応

九州電力は、原子力発電所内の医療施設において、被ばく傷病者等に対し可能な範囲で、心肺蘇生、止血等の必要な応急処置とともに、サーベイランス、汚染検査を行った後、除染、汚染拡大防止措置等を行うものとする。

なお、被ばく傷病者等の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等に応じ、関係機関と連携し、適切な原子力災害拠点病院に搬送を行うものとする。被ばく傷病者等の搬送及び診療に際しては、放射線管理要員が随行し、汚染拡大防止、搬送機関や医療機関の職員の放射線防護、被ばく傷病者等の汚染状態の評価、汚染検査・除染など、放射線管理に必要な措置の実施に協力するものとする。

ただし、放射線管理要員がやむを得ず被ばく傷病者等に随行できない場合には、被ばく傷病者等の被ばく線量、汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

また、関係機関に対し、必要な連絡・調査を行うものとする。

- (8) 被ばく傷病者等の専門病院への搬送要請

県は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの被ばく傷病者等の搬送について、自ら必要と認める場合又は避難対象の薩摩川内市及び関係周辺市町等から要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

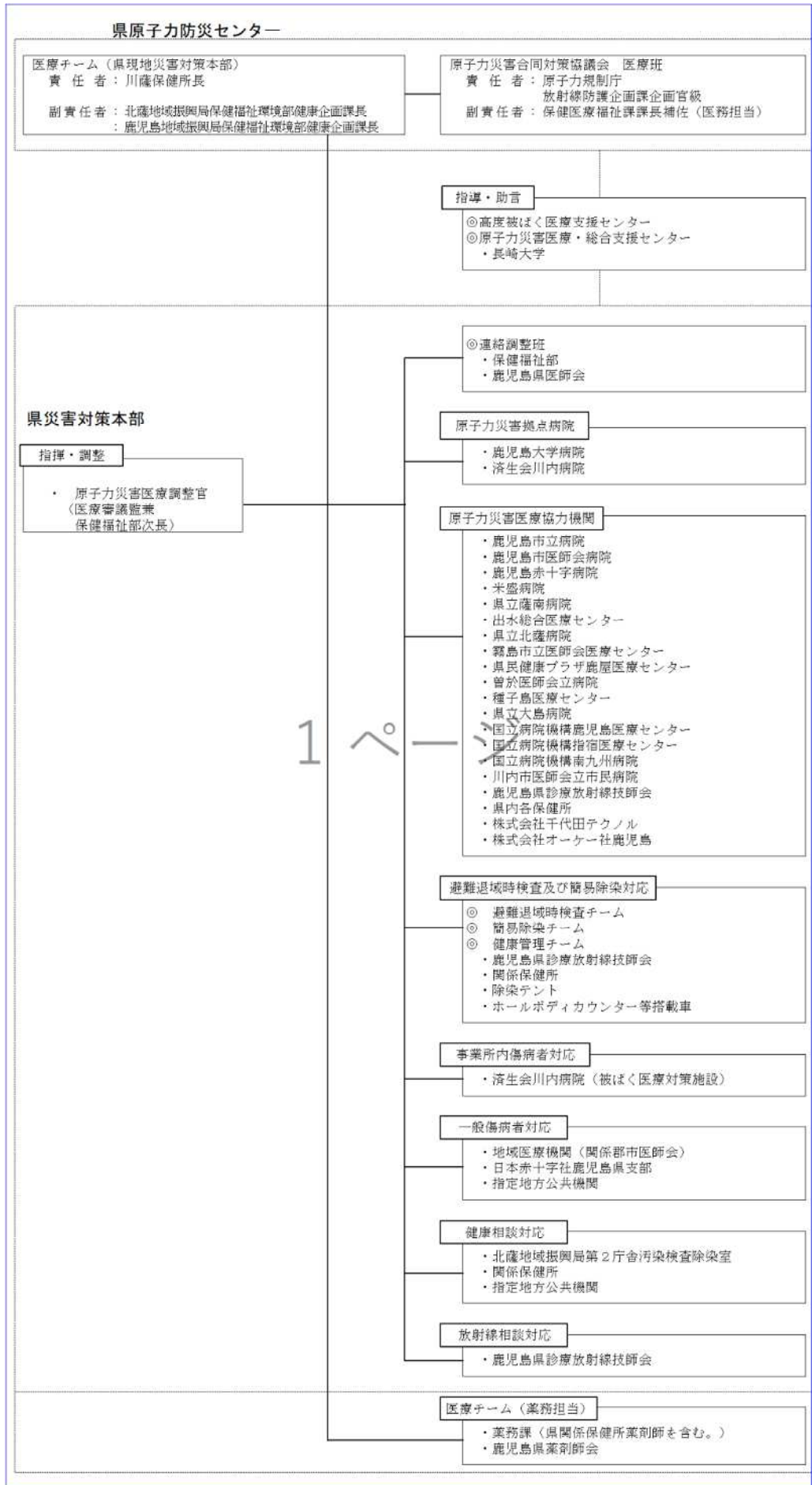
- (9) 健康相談窓口の設置等

県は、地域住民の被ばくに対する健康不安等に対応するため、健康相談窓口を設置するものとし、必要に応じ、市町村等と連携して相談に応じるものとする。

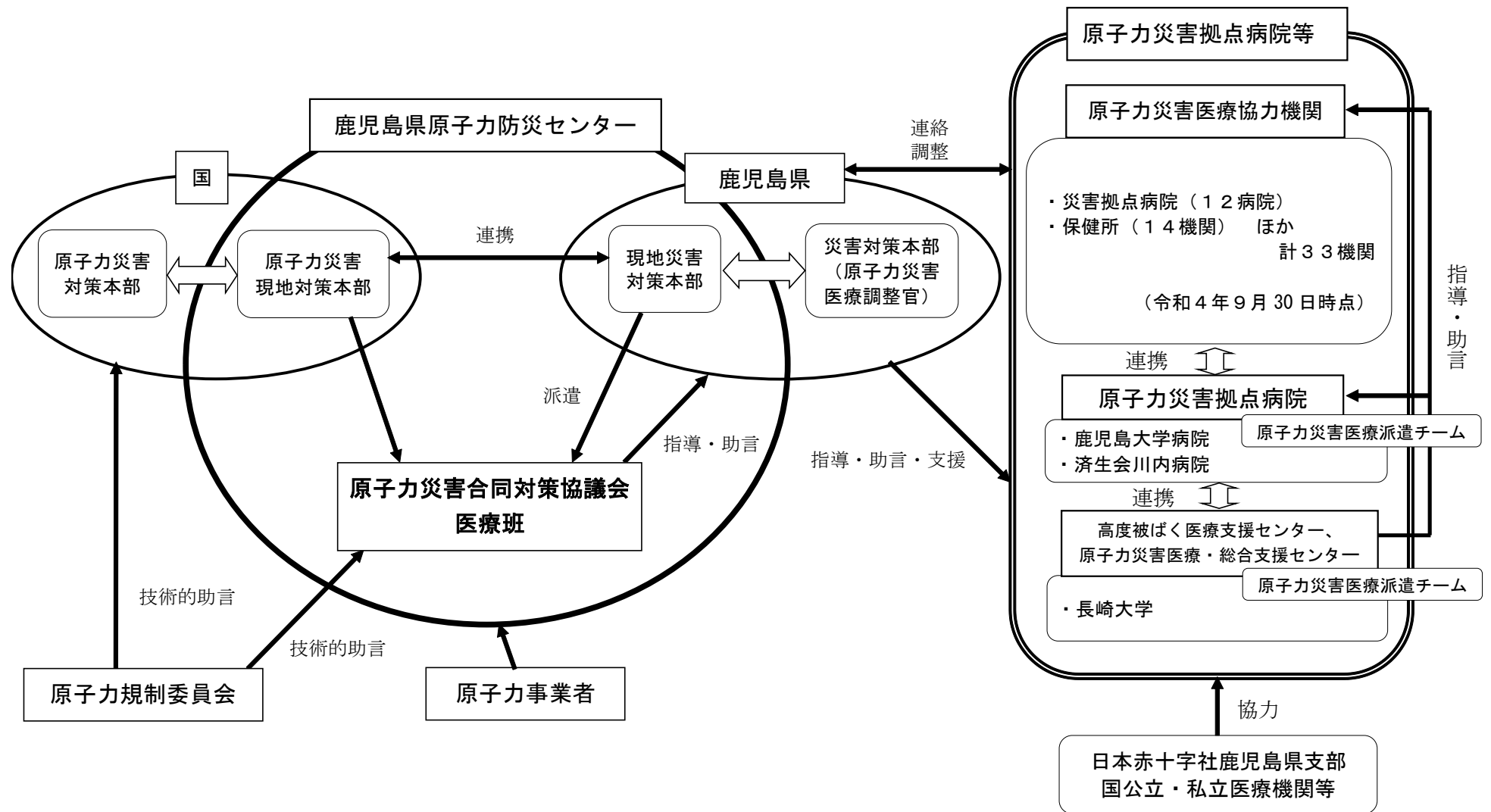
- (10) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

別表15 原子力災害医療体制



別表16 原子力災害医療の提供の流れ



第10節 住民等への的確な情報伝達活動

[実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、広報課、保健医療福祉課、健康増進課、障害福祉課、子ども福祉課、高齢者生き生き推進課、水産振興課、PR観光課、国際交流課、北薩地域振興局、薩摩川内市、関係周辺市町、第十管区海上保安本部]

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、国や市町村と連携し適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 的確な情報提供等

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

その体制等は別表17「広報体制」、別表18「主な広報事項」とする。

(2) 様々な手段を活用した情報提供

県は、住民等への情報提供にあたっては国及び緊急事態応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- ※ 県の広報体制
- ※ 県が行う広報事項
- ※ 避難に当たっての住民等への指示事項
- ※ 避難の指示等を広報・伝達する者が特に留意すべき点

(3) 住民のニーズを踏まえた情報提供

県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所の事故の状況、緊急時モニタリングの結果及び気象情報等）農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、県や国、市町村が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅と

して供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 情報提供時の留意事項

県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、国現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、九州電力等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 報道機関の協力やインターネット等の活用

県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ（コミュニティFM放送を含む。）などの放送事業者、電気通信事業社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット（ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、原子力防災アプリ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(6) 被災者への適切な情報提供

県は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

※ 避難所における住民等に対する留意事項

(7) 周辺海域の船舶に対する情報提供

県は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及ぶおそれのある場合は、第十管区海上保安本部に対し、その旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、鹿児島県無線漁業協同組合に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

(8) 安全な海域への避難指示

第十管区海上保安本部長は、県災害対策本部長から放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び又は及ぶおそれがある旨の通報があったときは、巡視船艇、航空機による広報、緊急通信等により、直ちに周辺海域の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難を指示するものとする。

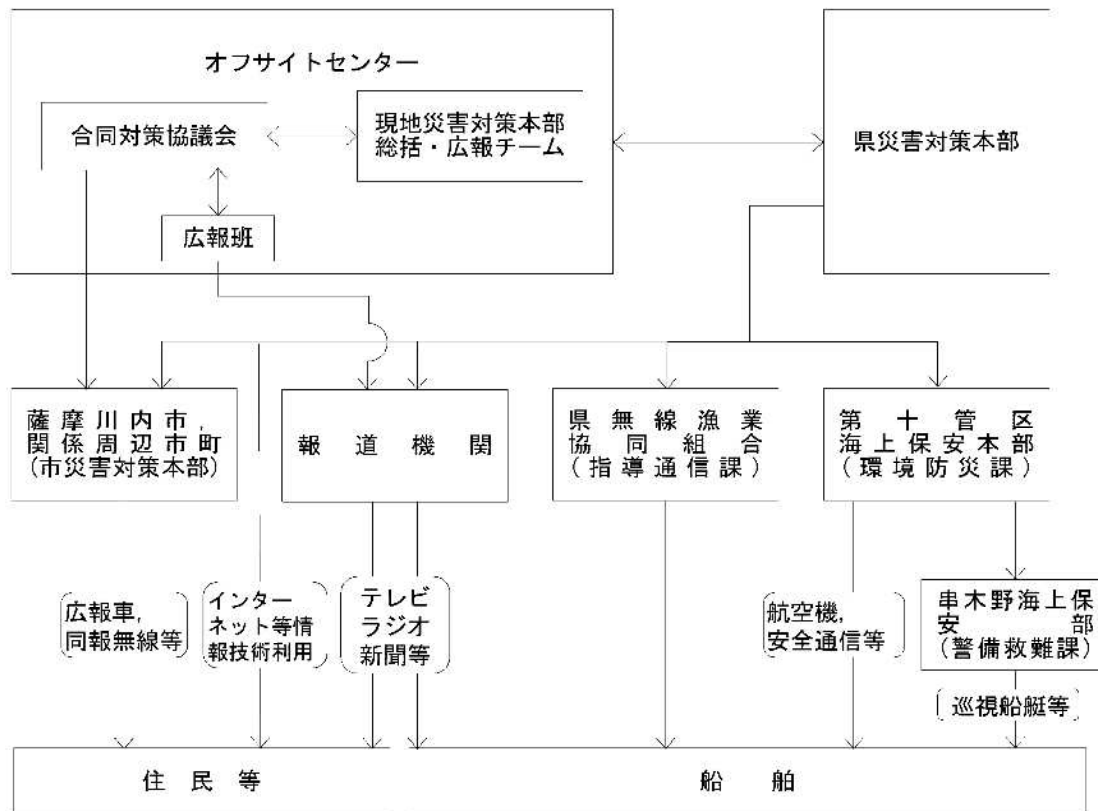
また、第十管区海上保安本部に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の船舶に対して情報の提供を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、災害対策本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を県行政庁舎内に開設するものとする。

また、問い合わせの対応に当たり、住民等のニーズを見極め、情報を収集し、整理を行うものとする。

別表17 広報体制



別表18 主な広報事項

1	異常事象が生じた施設名及び発生時刻
2	異常事象の状況と今後の予測
3	原子力発電所における対策状況
4	オフサイトセンター、県、関係市及び防災関係機関の対策状況
5	住民等がとるべき行動及び注意事項
6	その他必要と認める事項

第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生の記事を受けて、国内・国外から寄せられる善意の支援申し入れについて、県、国、市町村及び関係団体は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ等

[実施責任：危機管理課、災害対策課、広報課、保健医療福祉課、社会福祉課、障害福祉課、生活衛生課、薬務課、高齢者生き生き推進課、国際交流課、市町村]

(1) 被災地のニーズの把握・調整等

県、国、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 受入時の配慮

ボランティアの受入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

[実施責任：広報課、社会福祉課]

(1) 義援物資の受入れ

ア 被災地のニーズの広報

県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町村の受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

イ 義援物資を提供する場合の配慮

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配

慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ・迅速な配分

県は、被害の程度や被災地の状況等を考慮し、関係団体と義援金の募集を行う。義援金の配分については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町村とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

〔実施責任：危機管理課、災害対策課、原子力安全対策課、人事課、その他関係課、北薩地域振興局、県警察、県教育庁、薩摩川内市、関係周辺市町〕

1 行政機能の移転

県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた行政機能移転先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで機能移転を実施するものとする。

なお、機能移転する場合には、その旨を防災関係機関に連絡するものとする。

2 防護資機材の代替オフサイトセンターへの搬送

県、薩摩川内市及び関係周辺市町は、防護資機材の集積場所であるオフサイトセンター及び各市町村庁舎などが避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合には、自衛隊等へ協力を要請し、防護資機材を代替オフサイトセンターへ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護資機材の搬送を中止する。

集積後の防護資機材については、県が一括管理するものとする。

3 行政機能移転先での必要な業務の実施

県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、行政機能の移転後も継続する必要がある業務については、行政機能移転先において継続して実施するものとする。

4 市町への支援

県は、市町の庁舎等が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第13節 家畜の飼養管理・飼料管理の指導

〔実施責任：畜産振興課、家畜防疫対策課〕

県は、放射性物質を含む可能性のある飼料等が家畜に給与されることがないように、市町村はもとより、国・関係機関・団体と連携のうえ、農家及び飼料取扱い業者に対し、放牧の自粛や飼料の保管方法等適切な指導を実施する。

第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定

〔実施責任：鹿児島空港事務所〕

鹿児島空港事務所長は、原子力発電所において原子力災害が発生し、航空機の飛行に関し、危険を生ずるおそれがある場合は、必要に応じて飛行自粛の要請や航空法第80条に基づく原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設定を行い、その旨を関係機関に指示するものとする。